

質疑	回答
<p>① 公募要領には、参加者を特定することができるような法人名などの表記等について特に記載されていないが、提案書や提案説明において、参加者を特定することが出来るような法人名など表記等について制約はないか。</p>	<p>特に制約はない。</p>
<p>② (4)職員配置及び勤務条件について、勤務条件とは具体的にどのような項目を記載すればよいか。</p>	<p>配置を予定している全ての人が、1週間どのように勤務するか(勤務時間等)を記載いただければよい。</p>
<p>現在の開所時間は午後4時までとなっておりますが、今回は午後5時までとなりました。変更された理由をご提示いただけますか。</p>	<p>一般相談対応のため開所時間を延長した。</p>
<p>提示された委託料には消費税を含んでいない(非課税のため)ことが明記されていますが、昨今、障害者相談支援事業は消費税の課税対象であるという国税庁の見解が報道されています。児童発達支援センター事業のうち障害児相談支援事業に係る委託料は消費税の課税対象となるため、272,237千円に当該消費税分を加算していただけるものと考えますが、そのように理解してよろしいか</p>	<p>今回、公募要領で非課税としている部分は、消費税法(昭和63年法律第108号)に該当する部分のみである。 ご指摘の障害児相談支援事業のうち、福祉サービスを受けるために行う計画づくり以外に係る相談事業分については、既にお示しした272,237千円に消費税分が含まれている。</p>
<p>電気主任技術者の選任が必要な理由をご提示いただけますか。また、電気主任技術者の何種が必要で、外部委託でよろしいか。</p>	<p>高圧受電のため必要となる。電気主任技術者は3種で、外部委託することは可とする。</p>
<p>従業員の配置にあたっては、兼務等柔軟な運用を行うことも可とされていますが、児童発達支援管理責任者2人のうち1人は管理者が兼務してよいという解釈でよろしいか。 また、この場合、兼務しても管理者、児童発達支援管理責任者ともに常勤換算で1人という解釈でよろしいか。</p>	<p>個別支援計画の作成等に支障がなければ、兼務は可とする。 管理者、児童発達支援管理責任者双方の役割を果たすことが可能であれば、常勤換算で1としてよい。</p>
<p>従業員の配置について法定では、児童指導員の配置数は、総数がおおむね障害児の数を4で除して得た数以上となっております。50÷4=12.5となり、指導員数としては</p>	<p>機能訓練担当職員(作業療法士・言語聴覚士)を置いた場合に、専ら児童発達支援の提供に当たる場合は、児童指導員等の合計数に含めることができるため、訪問支援員等</p>

<p>満たしていませんが、訪問支援員もしくは支援員が兼務するという解釈でよろしいか。</p>	<p>の兼務は必要なく、本市がお示しした人員以上の人数を配置いただければ、指導員数としては満たされている。(県障害福祉課確認済)</p>
<p>従業員の配置について、児童指導員の備考欄には、作業療法士2人、言語聴覚士1人と記載されています。一方、作業療法士・言語療法士の備考欄にはそれぞれ1人は配置をすることと記載されています。内訳についてどのように解釈すればよろしいか。</p>	<p>児童指導員の備考欄を以下のように訂正します。</p> <p>前： ※下記作業療法士2人、言語聴覚士1人とは別に、児童指導員として作業療法士や言語聴覚士を別に配置しても良い。</p> <p>後： ※下記作業療法士1人、言語聴覚士1人とは別に、児童指導員として作業療法士や言語聴覚士を別に配置しても良い。</p>
<p>現時点で、医療的ケア児の受入れ予定がありますか。</p>	<p>現時点では3名、追加の予定はなし。 療育時間中のケアは必要ない。</p>
<p>施設の設定、指定管理者に貸与される備品の一覧表をご提示していただけますか。</p>	<p>新施設において使用する備品については、指定管理者が決定した後協議する。</p>
<p>保育所等訪問支援や相談支援には車両が必須ですが、貸与されるものと考えてよろしいか。配送用の車両は指定管理者が用意する(P11)と特記してあるので、それ以外の車両は市が用意されるということでしょうか。仮に、貸与されず指定管理者が購入した場合は、当該車両は市の所有になるということですか</p>	<p>車両の購入又はリース等に係る費用は、指定管理料に含む。 指定管理料で購入した場合は、市の所有となり、指定管理者自らの資金により購入したものは指定管理者の所有となる。</p>
<p>新施設は市の指定避難所や福祉避難所として指定されますか。</p>	<p>現時点での予定はない。</p>
<p>質問の回答に対する質問は可能でしょうか。可能な場合、その質問方法をご提示ください。</p>	<p>本回答後の質問は認めない。</p>